

【貸付金を借受けている方へ】

退職・転出に伴う償還手続について

退職される方や他の共済組合へ転出される方はご注意ください。



公立学校共済組合で貸付金を借受けている方が、退職や他の共済組合へ転出される場合の償還手続（概要）は、以下のとおりとなります。詳細は2月中旬に各所属宛てに通知します。

1 退職される方

退職時における貸付金の未償還元利金は、**即時償還**となります。

(1) 退職手当から全額控除できるとき

未償還元利金は退職手当から全額控除します。**手続は不要です。**

(2) 退職手当から全額控除できないとき

未償還元利金が退職手当の金額を上回る場合は、退職手当の全額を償還金に充てます。未償還元利金の残金については、退職時の所属所を通じて本人宛てに振込依頼書を送付しますので、期日までに納付してください。

退職予定者の 繰上償還について

年度末の退職予定者が繰上償還を希望される場合、**申込期限は1月14日まで**です。これ以降は繰上償還はできませんので、退職手当から全額償還することになります。

2 東京都職員共済組合（教育庁事務局又は知事部局あるいは区教委事務局等）や市町村職員共済組合（市教委事務局等）へ転出される方

転出時における未償還元利金は、原則として即時償還となります。所属所を通じて本人宛てに振込依頼書を送付しますので、期日までに納付してください。

ただし**借受人が希望される場合で、おおむね5年以内に公立学校共済組合に戻る可能性がある方は、毎月の給料から控除する徴収嘱託制度があります。**徴収嘱託制度の利用を希望される方は、所属所の事務担当者を通じて貸付係までご連絡ください。

3 公立学校共済組合の他支部（道府県の公立学校）へ転出される方

未償還元利金を①**即時償還する**②**転出先支部で償還を続ける移管制度を利用する**、①②のいずれかを選択できます。所属所の事務担当者を通じて貸付係までご連絡ください。

4 上記以外の方で公立学校共済組合から転出される方

即時償還となります。所属所を通じて本人宛てに振込依頼書を送付しますので、期日までに納付してください。



問合せ先

給付貸付課貸付係

03-5320-6823